

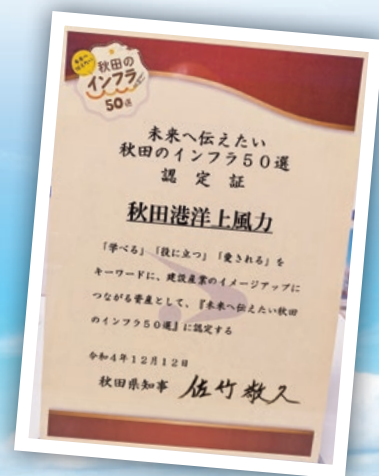
あきた北 法人会 だより

第
88
号

令和8年8月31日

発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025
<https://kitahou-akitalink.com>
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp



秋田港洋上風力発電所



AOW風みらい館

令和8年度 定時総会を開催



令和8年度定時総会が、6月8日(月)ホテルメトロポリタン秋田に於いて、秋田北税務署長 工藤貴志氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

開会にあたっての西宮会長のあいさつでは、税務に関する説明会・実務セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動（租税教室、税の絵はがきコンクール）などは、皆様方のご協力により計画通り実施できたことを報告した。

活動計画に沿って、税務行政のデジタル化推進に寄与するために添付書類を含めた「e-tax」(ALL e-Tax)、「キャッシュレス納付」及びデジタルインボイスの普及・利用拡大の更なる推進と、会員増強、税務セミナーなどを利用した納税意識の醸成に努めていくことを明言。

加えて、法人会活動の原資である助成金につながる福利厚生制度への推進協力もお願いした。

議事に入り、議案の「令和7年度事業報告・同収支決算」は、原案通り満場一致で承認された。

また、第145回理事会で承認済の「令和8年度事業計画・収支予算」についても報告がなされた。

(詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております)

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった、大同生命保険株式会社の加藤大推進員、株式会社ケツァール代表の加藤隆志氏を表彰した。

令和8年度 青年部会・女性部会定時報告会

青年部会は6月15日に南大門、女性部会は6月23日に白帆において開催された。

重点事業の「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施状況などを含めた令和7年度事業報告と収支決算及び令和8年度事業計画・収支予算などについて報告がなされた。

女性部会では、報告会の前に、工藤秋田北税務署長による『キャッシュレス納付』についての講演会（研修会）を開催した。



着任のご挨拶

秋田北税務署長 鈴木 昭 仁

このたびの定期人事異動で、秋田北税務署長に着任いたしました鈴木でございます。

前職は、青森税務署副署長として法人課税部門及び酒類指導官部門の統括業務に携わっておりました。

私は青森県八戸市の出身で、前任の工藤署長とは高校の同期であり当局でも同期採用です。秋田県内の税務署勤務は今回が初めてで、配属当初の平成2年から足掛け30数年で東北六県すべての県での勤務を達成することとなりました。

前任の工藤署長に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご支援を賜っております。本紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会は昭和26年4月の設立以来、「良き経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及と地域社会発展への貢献を理念に、各種説明会の開催や租税教室への講師派遣、地域社会貢献活動に加えて税制改正に関する提言など幅広い活動を展開され、法人会組織の増強を図るなど、輝かしい実績をお持ちの会と承っております。

西宮会長様をはじめといたしまして、役員及び会員皆様方の不断努力に深く敬意を表したいと思っております。

ところで、近年、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しています。

こうした中、国税当局といたしましても、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を策定し、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進という3つの柱に基づいて各種施策を進めております。

3つ目の柱「事業者のデジタル化促進」とは、e-Taxやキャッシュレス納付などの税務手続き等のデジタル化だけでなく、受発注や代金決済といった業務全体のデジタル化を促し、生産性の向上を図るものです。

この「事業者のデジタル化」を促進するためには、

業務のデジタル化を実現するための事業者のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた周知・広報が必要であります。事業者のニーズを把握するに当たっては、貴法人会の皆様との連携・協力が欠かせないものですので、ご協力をお願いいたします。

なお、令和5年分の確定申告からe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携による自動入力の対象となり、マイナンバーカードを利用した確定申告の利便性が大幅に向上しました。

是非、給与所得の源泉徴収票をe-Taxでご提出いただくことに加え、デジタル化の進展により次々と利便性が向上しているスマートフォンによるe-Tax申告や、納税における「ダイレクト納付」をはじめとするキャッシュレス納付の利用につきまして、会員の皆様はもとより、ご家族・従業員の皆様へも広くご周知いただきますようお願いいたします。

また、本年9月には国税の業務基幹システムであるK S Kシステムに代わり、K S K 2に移行する予定であります。これにより一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなるほか、税務署や仙台国税局盛岡業務センターから送付される通知等には、その通知等を特定するための番号として「お問い合わせ番号」(13桁)を印字する予定です。「お問い合わせ番号」を税務署等の担当者にお伝えいただくことで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行うことが可能になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

これまで様々な分野でご支援をいただいておりますが、引き続き、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びとなりますが、公益社団法人秋田北法人会の益々のご発展、会員皆様方の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

自己紹介

- ・出身 青森県八戸市
- ・趣味 ドライブ・ツーリング
- ・秋田でやってみたいこと
県内の名所を訪ね、観光とグルメを堪能したい



税務署だより

簡単・便利

インターネットで従業員の 源泉所得税【国税】と個人住民税【地方税】 を納付できます！！

- 税金の納付には、オフィス等から手続きが可能な
キャッシュレス納付がオススメ！
- マイナンバーカードなどの電子証明書も不要で、
操作も簡単！3ステップ！



税務職員ふたば

STEP 1 各ソフト (WEB版) ヘログイン

- ☞ 国税はe-Taxソフト(WEB版)【e-Tax】
- ☞ 地方税はPCdesk(WEB版)【eLTAX】

※ それぞれインターネット上で操作するため、ソフトのインストールは不要。
「イータックス」と「エルタックス」で検索。

ペーパーレス化
でSDGsにも

STEP 2 各納付書の内容を入力して送信

- ☞ 手書きからデータ入力へ
- ☞ 住民税は複数枚の納付書を入力し、まとめて送信

※ 全地方公共団体へ電子納税可能。
地方公共団体の指定金融機関に限らず利用可能。

STEP 3 送信した内容を確認して納付

- ☞ 「インターネットバンキング」と「ダイレクト納付」がオススメ
- ※ ダイレクト納付はそれぞれ事前の届出が必要。
届出書の提出から利用可能になるまで約1か月程度かかります。

詳しくは裏面へ

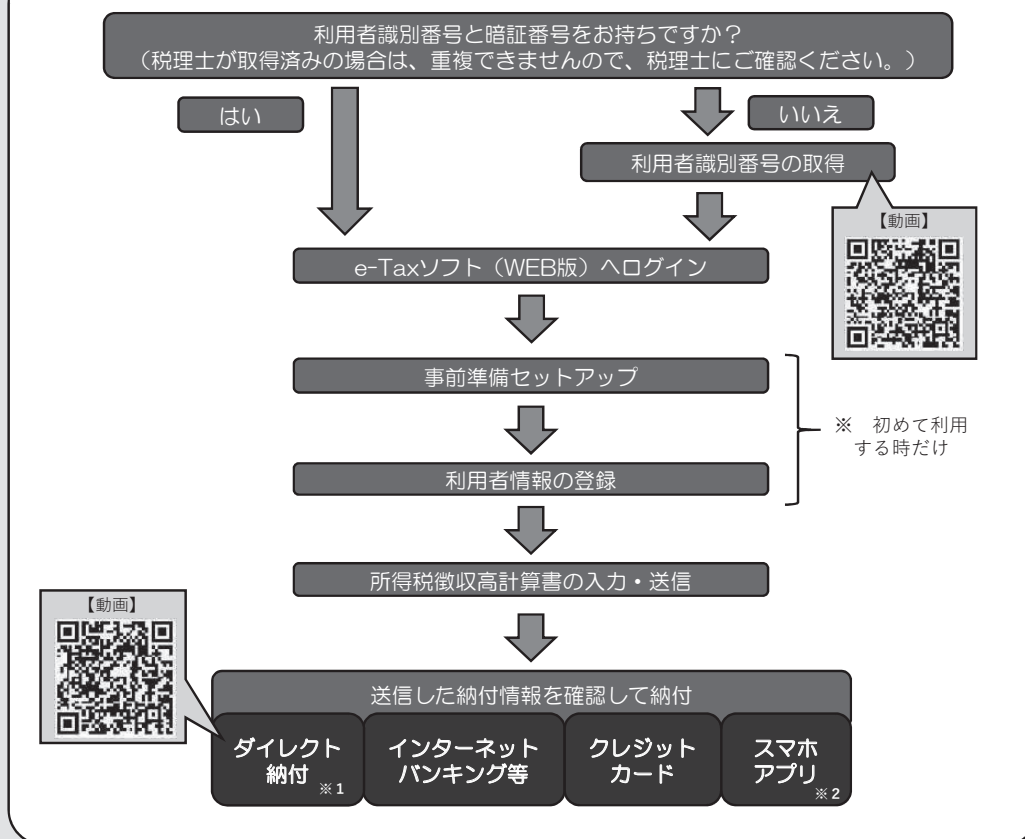
源泉所得税
の操作
マニュアル

« システム操作に関する問合せ先 »

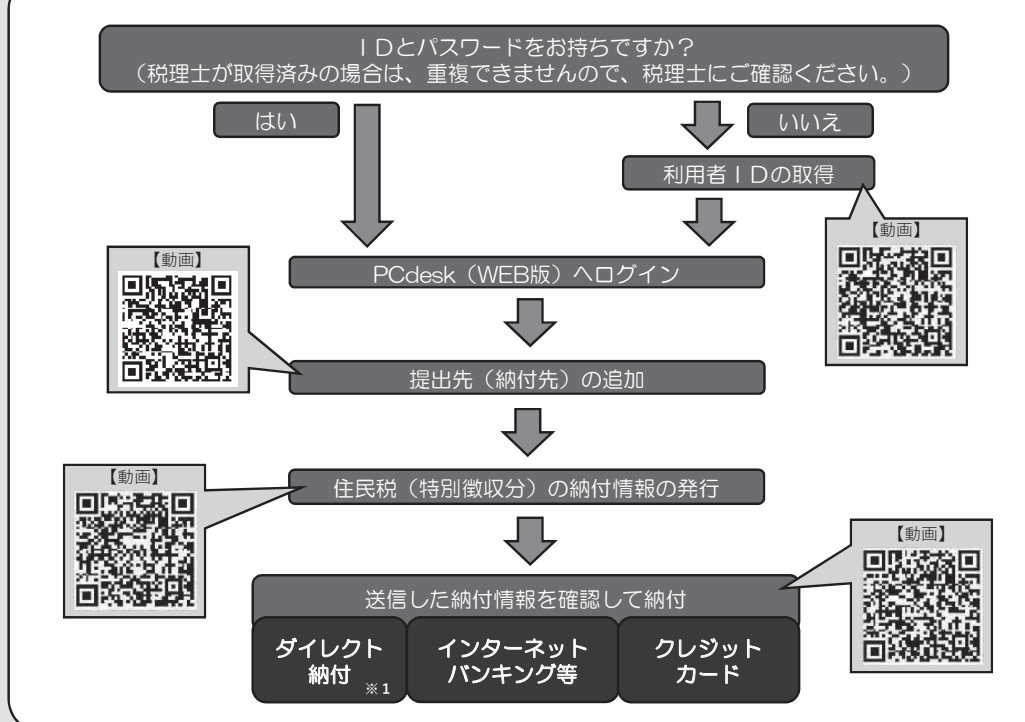
- e-Taxヘルプデスク【TEL0570-01-5901】
- eLTAXヘルプデスク【TEL0570-081459】

個人住民税
の操作
マニュアル

e-Tax（源泉所得税の納付方法）



eLTAX（住民税の納付方法）



※1 事前に届出が必要です。国税と地方税で別々の届出書です。

※2 30万円以下に限ります。

受章おめでとうございます

全国法人会総連合功労者表彰

吉田 政重 氏（常任理事）

東北六県法人会連合会功労者表彰

細川 信二 氏（常任理事）

全国大会

第20回

法人会全国女性フォーラム 「埼玉大会」開催

【女性部会】2026.4.16

『彩の国から輝く未来へ ～女性が創る新時代～』をキャッチフレーズに、さいたま市の『ソニックシティ』において開催され、全国各地の女性部会員約1,800人が参会。当部会からは稲庭部会長、佐藤副部会長、工藤副部会長、塩谷事務局員が参加した。

記念講演会では、落語家の林家たい平師匠を迎え「笑顔のもとに笑顔が集まる」と題した講演が行われた。

大会式典では、来賓挨拶の後、埼玉県連女性部会の活動報告、大会宣言の採択が行われた。

（次回開催：長崎大会）

決算法人説明会

7月27日（月）

会場：キタス力

対象

7～12月決算法人、
新設法人

講師

秋田北税務署
浪岡上席国税調査官 様



新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
協業組合 三交モータース商会	金 森 登志雄	秋田市寺内字三千刈120-5
小玉建材興業 株式会社	小 玉 ヒ ナ	秋田市飯島川端二丁目3-33
株式会社 ウィスカーズ	佐々木 弘 司	秋田市外旭川八柳三丁目6-23
三国商事 株式会社	三 國 晋一郎	北秋田市脇神字高村岱142

租税教室開催 (青年部会)

租税教育活動の一環として管内の小学校（3校）6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

今年度は、初めて中学校（1校）3年生を対象とした租税教室も行い活動の幅を広げている。

6月5日(金)

秋田市立高清水小学校 6年生51名
講師：林青年部会長



6月9日(火)

潟上市立追分小学校 6年生85名
講師：畠山青年部副会長



7月2日(木)

男鹿市立船越小学校 6年生61名
講師：菅原青年部副会長



7月16日(木)

潟上市立天王南中学校 3年生94名
講師：林青年部会長



秋田北・南法人会合同セミナー

★新入社員即戦力化セミナー★

自分基準から、職場・社会の基準へ

4月8日(水)「イヤタカ」

講師 有限会社島田教育総合研究所
島田 義也 氏



★総務実務セミナー★

一日でわかる総務の基本と実務
～取引先・社内管理を含めた総務担当者に期待される役割と実務～

7月14日(火)「イヤタカ」

講師 有限会社マスエーエージェント
代表取締役 林 忠史 氏



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税(仮称)の創設等が行われました。(令和8年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

■ 法人課税 ■

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。
改正の概要
・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満(改正前:30万円未満)に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下(改正前:500人以下)に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言
・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。
改正の概要
・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言
・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。
改正の概要
・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加(拡充)等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

■ 事業承継税制 ■

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言
・特例承継計画の提出期限(令和8年3月末日)と特例制度の適用期限(令和9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求める。
改正の概要
・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月(令和9年9月まで)延長されました。

■ 消費税制 ■

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言
・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで(令和8年10月1日から3年間は50%控除可能)となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
改正の概要
・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました(令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月までは3割)。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円(改正前:10億円)に引き下げられました。

■ 所得税 ■

1. ふるさと納税

法人会提言
・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。
改正の概要
・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言
・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
改正の概要
・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

■ 地方税 ■

固定資産税の免税点

法人会提言
・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
改正の概要
・家屋に係る免税点は30万円(改正前:20万円)未満に、償却資産に係る免税点は180万円(改正前:150万円)未満に引き上げられます。



木板の響き



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

部下を育てられない後継者

成田邦夫さんは高校卒業後、関東の葬儀社に10年勤務し、昨年成田仏具店に入社した。成田仏具店は仏壇、仏具の販売と葬儀の施行を柱としており、入社と同時に葬儀部門の責任者を任された。どの仕事も同じだが、特に葬儀は一回限りの仕事で失敗は決して許されない。上司も部下も、施行に当たっては常に緊張感を漂わせて仕事に臨んでいる。

邦夫さんはまだ若いこともあり、部下に間違いがあれば「こんなことも分からないのか」と厳しく怒鳴りつけた。そのため職場の雰囲気は普段からピリピリしており、中途採用で入社した社員は職場になじめず、なかなか定着しなかった。辞めていく社員を見て、社長からも「お前はどのような指導をしているんだ」と注意され、頭を抱える邦夫さんだった。

そんなある日、テレビで永平寺の修行の様子が放映されていた。以前、あるお寺で一週間の坐禅研修を受けたことがあった彼は、永平寺で修行し、自分自身を鍛え直したいと思った。そこで短期入山を社長に願い出た。

永平寺の山門に入る

2月のある日、邦夫さんは福井の永平寺へ向かった。修行衣に身を包み雪深い石段を登ると、大きな山門が待ち受けている。朝7時過ぎ、木板を3回打ち鳴らして来訪を告げ、修行の志を表す。ガーン、ガーンと響く木板の音を聞き、邦夫さんの胸には「もう後には戻れない」という強い思いが広がった。先輩修行僧が門前に立ち、来訪者に入山の意志と修行の覚悟を問う声が響く。一つ一つの動作を重ねるごとに修行への決意が固まっていった。

入山と下山のときしか通れない山門を通り僧堂に行くと、一人に一畳ほどの場所が与えられ、そこが生活の中心となった。朝4時半から夜9時まで、坐禅、読経、掃除、作務、食事と、すべてが修行の一環として厳しく鍛えられる。

自分なくしの旅

入山時の山門での問答で、「何で永平寺に来たのか」という先輩修行僧の問いに、「自分探しの旅」と答えた人がいた。その答えは瞬時に却下された。この生活に身を置くと、この答えの場違いさがはっきりと分かった。「——の旅」と表すなら、ここで求められていたのは「自分なくしの旅」が的確であろう。

自分を鍛え直したいと考えて山門をくぐった邦夫さんも、日々の修行を通じて、自分の都合や正しさに執着していたことに気づいていった。責任者として間違いない仕事をしようとするあまり、部下のことを考えるゆとりを失っていた。部下たちが何を考えているのか、職場の雰囲気をどう受け止めているのか。その視点が自分には欠けていたのである。

小さな自分を打ち破る

永平寺から戻った邦夫さんは、さっそく職場で話し合うミーティングを始めた。また、部下に仕事を指示するときには、相手がその仕事をどの程度理解しているのかを確かめ、注意すべき点を補足するようにした。以前は部下のことを考えるゆとりがなかった。しかし今はできるだけ部下に質問を投げかけ、自分で考えさせるように努めた。

穏やかな表情で話しかける邦夫さんに、部下たちも心を開き始め、活発に意見が出るようになった。もちろん、失敗したときには叱る。しかし以前のようにピリピリとした雰囲気はなくなり、辞める社員もいなくなった。

人を育てる上で大切なことは、部下を理解しようと努めることだろう。質問を投げかけ、質問や相談しやすい雰囲気をつくることが何より大切なことだろう。永平寺での体験は、小さな自分の世界を打ち破り、相手の世界に身を置くことの大切さに気づかせてくれた。

法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありませぬ。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部(秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F))
 TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社

北海道・東北地域事業本部 秋田支店(秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F))
 TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、 堅実で柔軟な安心を。

特長1 増やす

将来に向けた資金を着実に増やすことができます。
 一定期間経過した後に解約した場合、解約払戻金は
 お払込みいただいた保険料より多く受け取れます。



保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります
 (ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻
 金額が累計払込保険料を下回る場合があります)。

特長2 選んで 備える

将来、介護・死亡・医療・年金の保障を選んで備えることができます。
 加入時に決める必要はなく、将来、自身が必要な保障にあわせ、
 コースを選択することができます。

介護 死亡 医療 年金

※コース変更時における保障額が所定の金額
 を下回る場合などには、ご希望のコースへ
 の変更を取り扱えない場合があります。

特長3 健康状態を 問いません

加入時も、将来コースを選択する際も、
 健康状態に関する告知は不要です。

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中
 の場合はお申込みいただけませぬ(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点
 保障コース」への変更はできませぬ)。



◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Aflac
 アフラック

秋田支社 〒010-0001 秋田市中通2-4-19 商工中金・日進秋田ビル
 法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

資料請求は
 お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

